

2025年（令和7年）12月17日

消費者担当大臣  
黄川田 仁志 様

消費者庁長官  
堀井 奈津子 様

特定非営利活動法人 消費者機構日本  
代表理事 理事長 二村 睦子

### 行政庁が違法収益の剥奪・保全に直接関与し得る制度整備を求める要請書

黄川田消費者担当大臣の指揮の下、11月20日の堀井奈津子消費者庁長官の記者会見で「多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす詐欺的な悪質商法対策プロジェクトチーム（以下、悪質商法対策PTと言います）」の設置が表明されました。

2009年の消費者庁設置以来の積み残し課題となっている違法収益の剥奪・保全制度は、現代の悪質商法のスピードと広がりに対抗するために不可欠と考えます。今回設けられた悪質商法対策PTの速やかな検討を期待するとともに、早期の立法化に向けた今後の進め方について明らかにされるよう要請します。

#### （要請の理由）

1. 消費者庁及び消費者委員会設置法附則第6項では「多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度」について、法施行後3年を目途として検討を加えて必要な措置を講ずるものとする規定されていましたが、この課題は10年以上積み残されたままとなっています。
2. 消費者庁「消費者の財産被害に係る行政手法研究会（2013年）」や消費者委員会「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書～「破綻必至商法」を市場から排除して消費者被害を救済するために～（2023年）」など、累次の検討成果が既に蓄積されており（別紙参照）、これらは行政庁が資産保全・違法収益はく奪に直接関与し得る制度の必要性を示しています。
3. 超高齢化やデジタル化の進展等により、消費者を取り巻く取引環境は大きく変化し、消費者が危害にさらされ易い状態が急速に拡大しています。このような社会状況において、従前の消費者法制度では不十分と言わざるを得ません。なかでも被害回復のための手段が不足していることが問題です。現状では被害回復のために消費者が個別に訴訟しなければ

ならず、財政面や情報面から一部の被害者しか救済されません。個別の訴訟提起が十分になされない結果として違法な収益が事業者の手元に残ることとなり、同様の消費者被害が繰り返されるという問題もあります。当団体は特定適格消費者団体として、2016年施行の消費者被害回復訴訟制度を活用して被害回復に取り組んできました。しかし、詐欺的な悪質商法に対しては、民間セクターの調査能力では限界があり、判決確定前に資産が散逸し、被害回復を実現するのは容易ではありません。民間セクターと行政庁が協働し、違法収益のはく奪と資産保全を可能にする行政的手法の早期制度化が不可欠です。

4. 「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会報告書（2025年）」においても、もとより法規範に従うつもりがなく、深刻な消費者被害を発生させる悪質事業者・悪質商法については、官民総力を挙げて市場から排除することが提言されています。このような悪質事業者・悪質商法については、行政措置により迅速に活動・行為を停止させ、違法状態の是正を図ることに加え、被害者の救済を実現し悪質事業者に違法な収益を残さないようにする行政的手法の早期制度化が不可欠です。

以上

<この件に関するお問い合わせ先>

特定非営利活動法人 消費者機構日本（担当；板谷）  
〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6F  
TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077  
Eメール [itadani@coj.gr.jp](mailto:itadani@coj.gr.jp)  
ホームページ <https://www.coj.gr.jp/>

(別紙)

2010年；消費者庁「集団的消費者被害救済制度研究会」報告書

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/collective\\_litigation\\_system/about\\_system/committees\\_and\\_reports/pdf/report\\_201009.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_system/committees_and_reports/pdf/report_201009.pdf)

2011年；消費者庁「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」取りまとめ

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11678804/www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/other/method\\_for\\_property\\_damage/review\\_team/pdf/kentouteam-torimatome.pdf](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11678804/www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/other/method_for_property_damage/review_team/pdf/kentouteam-torimatome.pdf)

2013年；消費者庁「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」とりまとめ

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11678804/www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/other/method\\_for\\_property\\_damage/study\\_group/pdf/gyousei-torimatome\\_1.pdf](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11678804/www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/other/method_for_property_damage/study_group/pdf/gyousei-torimatome_1.pdf)

2022年；消費者委員会「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ 中間とりまとめ」

[https://www.cao.go.jp/consumer/history/07/kabusoshiki/torihiki\\_rule/202208\\_rule\\_c\\_huukan.pdf](https://www.cao.go.jp/consumer/history/07/kabusoshiki/torihiki_rule/202208_rule_c_huukan.pdf)

2023年；消費者委員会「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書～「破綻必至商法」を市場から排除して消費者被害を救済するために～」

[https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2023/doc/202308\\_torihiki\\_rule\\_houkoku.pdf](https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2023/doc/202308_torihiki_rule_houkoku.pdf)